

# 茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託 仕様書

## 1 案件名

茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託

## 2 業務目的

茨城県立歴史館（以下、「当館」）における令和4年特別展「鹿島と香取」（以下、「本展」）では、告知物（チラシ、ポスター等）ならびに SNS や WEB 等を活用した情報発信により、茨城県鹿行地域や千葉県香取地域をはじめ、広く全国に向けて展覧会の情報を周知して誘客促進を図る。本業務は、博物館の広報事業のうち広報物のデザイン・作成のほか、広報のコンサルティングや実施を専門事業者へ委託し、より効果的な施策を実施するためのものである。

## 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

## 4 業務内容

各種告知物や SNS、メディア等を活用した広報に加えて、事業者が持つ独自の知識や経験を生かした広報を計画すること。あわせて当該計画に基づき、実際の広報業務を確実に実施すること。

なお、業務の履行に際しては、本展展示室入館者数が全会期（Ⅰ期：令和5年2月17日（金）～3月21日（火・祝）、Ⅱ期：令和5年4月8日（土）～5月7日（日））で計20,000人（Ⅰ期：12,000人、Ⅱ期：8,000人）を越すことを目標にして実行すること。

### （1）本展の広報活動に関するコンサルティング

① 当館が本展においてターゲットとして想定している以下の層に向けて、それぞれの広報手段、時期、内容等、戦略的広報活動を行うための企画立案、進行管理、及び助言と提案

- （i）茨城県鹿行地域、千葉県北総地域を居住地・職域などの日常の行動圏とする層
- （ii）偕楽園の梅まつりや国営ひたち海浜公園のネモフィラなど、水戸近辺に観光に来る層
- （iii）県内外を問わず、幅広く文化への関心がある層

② その他、茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」において有効な広報活動を行うための企画立案、進行管理、及び助言と提案

### （2）告知物のデザイン、印刷、発送

① 展覧会への関心を惹きつける本展のメインビジュアル案（プロポーザル時に提案したもの）をもとに、当館との協議によってポスター・チラシ・バナーのデザインを作成し、印刷する。なお、作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・原則として、ポスターはB2判、片面印刷、4/6判コート紙135kg、チラシはA4判、両面印刷、菊判コート紙76.5kgとし、それぞれ表面はカラー印刷とする。
- ・バナーは縦760ピクセル×横1920ピクセルとする。

- ・ポスター・チラシのデザイン制作には、博物館施設または歴史・文化・芸術等をテーマとする施設・観光事業等での業務に関わった経験を有するデザイナーを起用すること。
- ・受注者及びデザイナーは、プロポーザル時のメインビジュアル案の他、事前に当館から提供する画像データ及びテキスト等をもとに作業を進める。なお、受注者には、各デザイン案について、制作意図やねらい等についての説明を求められることがある。
- ・ポスター・チラシ・バナーの校正は、それぞれについて3回以上行い、全ての校正の際に、写真や文章の差し替えやレイアウトの修正、及び色の調整などを行う可能性がある。ポスター・チラシについては、1回以上は色校紙で校正を行うこととする。
- ・ポスター・チラシ・バナーは、校了データを併せて提出すること。提出するデータの形式や記録媒体については、打ち合わせの上で決定する。

② ①で作成した告知物のうち、ポスター・チラシを各所に配布する。なお、配布数、配布先、配布時期については、本展を周知するのに効果的な数値、場所、時期をプロポーザルにおいて提案し、当館との協議の上で実行する。なお、ポスター・チラシの発送に際して必要な封筒や添付文書、送付先の情報等は当館から提供する。

### (3) 展覧会のメディア広報

各種メディアを駆使し、本展並びに関連イベント情報等を戦略的に発信して誘客を促進するための広報宣伝活動を展開する。

### (4) その他の提案

上記(2)(3)で指定した施策以外に、予算の範囲内で、タイアップ広告企画、メディア取材、パブリシティ掲出、各種販促ツールなど、当館ならびに本展の認知度向上と誘客促進を図ることができ効果的かつ実現可能な広報施策を独自に提案し、当館と協議の上、必要に応じて実施すること。

### (5) 広告業務の効果についての調査・分析と報告

本展I期(令和5年2月17日(金)～3月21日(火・祝))への来場者、関連イベントの参加者へのアンケート等により、集客状況及び広報等の効果について調査し、I期終了後に分析の結果を報告すること。なお、アンケート等については、分析に耐え得る一定の母数を確保するための工夫を講じること。

## 5 見積限度額

2,979,020円(消費税および地方消費税の額を含む)

※上記(1)～(5)の媒体費、制作費、プロモーション費をはじめ、各業務にかかる調査、分析、報告等一切の経費は、全て委託契約金額に含む。

## 6 留意事項

- (1) 茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」の詳細については、別紙概要を参照のこと。
- (2) コンテンツ制作にあたり作品の画像が必要な場合は提供する。ただし著作権処理は受注者で行い、それにかかる費用は委託費に含むこと。また、当館外観・内観等の撮影(動画・静止画とも)が必要な場合は当館と協議の上で実施すること。

## 7 業務報告

### (1) 月次報告（定例会議の実施）

業務の遂行にあたり、事業全体の展開・進捗・課題・改善等について協議するため、1か月に1回程度の定例会議を実施すること。

### (2) 業務完了報告

業務完了時に、業務完了通知書とともに次のとおり業務報告書を提出すること。書式は問わない。業務報告書は、実施概要、収支計画書、月次報告、記録（写真）等を含めて作成すること。

- ① CD-ROM 又は DVD-ROM 等のデジタル記録媒体 1部
- ② 紙媒体（A4版） 5部

## 8 納入先

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2-1-15

茨城県立歴史館 史料学芸部学芸課 部政人

電話：029-225-4425

## 9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては当館の指示に従うものとする。
- (2) 本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、契約解除及び契約期間満了後についても同様とする。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生時など、緊急時のリスク対応（例：掲載内容の差し替え、掲載日の変更等）についても考慮した提案にすること。
- (4) 成果物にかかる著作権その他一切の権利は、著作者人格権を除き、当館に帰属するものとする。また、受注者は制作物の利用に関するすべての著作者人格権については、これを行使しないこと。